

**平成 23 年度
地域包括支援センター・
在宅介護支援センター
活動報告書**

目 次

I	地域包括支援センターについて	1
II	介護予防ケアマネジメント業務	5
1	予防給付管理数(指定介護予防事業).....	7
2	特定高齢者プラン作成件数.....	9
III	介護予防ケアマネジメント業務	11
1	地域包括支援センターによる高齢者総合相談.....	13
①	①区別 高齢者総合相談件数(21~23年度の推移).....	13
②	②全市 高齢者総合相談の内訳.....	14
2	2 権利擁護・虐待対応関係.....	18
①	①高齢者総合相談にしめる権利擁護関係の相談件数の再掲.....	18
②	②高齢者虐待への対応(国の調査).....	18
③	③擁護者による高齢者虐待の対応状況について(国への報告資料).....	19
④	④困難事例への対応について.....	23
3	3 実態把握業務.....	24
4	4 地域におけるネットワーク構築業務.....	24
	・各種会議開催・出席回数.....	24
IV	認知症対策連携強化事業	27
	・認知症連携担当者の活動報告.....	29
V	在宅介護支援センターの活動	33
1	1 在宅介護支援センターによる高齢者総合相談業務.....	35
①	①区別 高齢者総合相談件数(21~23年度の推移).....	35
②	②全市 高齢者総合相談の内訳.....	36
2	2 在宅介護支援センターによる会議・地域活動等の件数.....	38
3	3 在宅介護支援センターが取り扱う困難事例について.....	39

I 地域包括支援センターについて

地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）

平成18年4月から区役所ごとに地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、要支援1・要支援2と認定された方のために「自分でできることは自分で」を基本に、介護予防ケアプランを作成し、身体の状態の維持または改善をめざします。また虚弱高齢者（特定高齢者）の方には、堺市が行う介護予防教室の説明、予約、教室参加にあたっての目標設定などアセスメントを行います。

この他にも、高齢者の健康維持や保健、福祉、医療の質の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等高齢者の相談窓口として、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等の専門家が相談に応じます。

＜地域包括支援センターで実施する支援（包括的支援事業）＞

●介護予防ケアマネジメント

介護予防対象者の選定や介護予防プランの策定を行います。

●総合相談・支援

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

●権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護虐待防止事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

●地域のケアマネジャーなどの支援

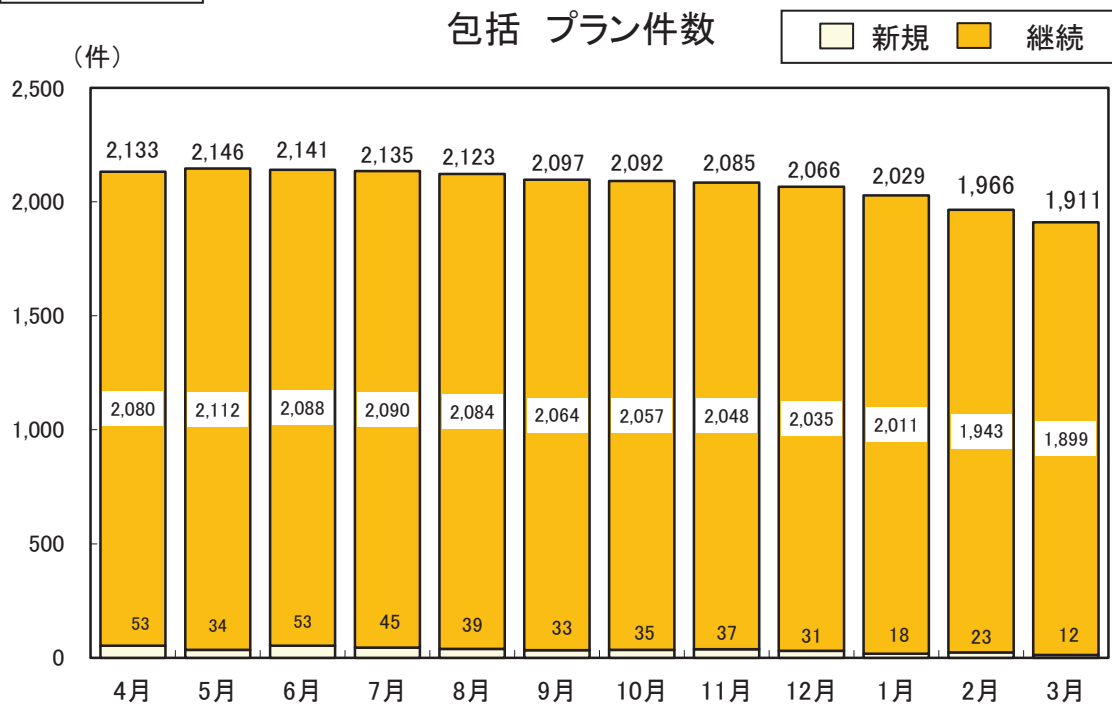
ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

Ⅱ 介護予防ケアマネジメント業務

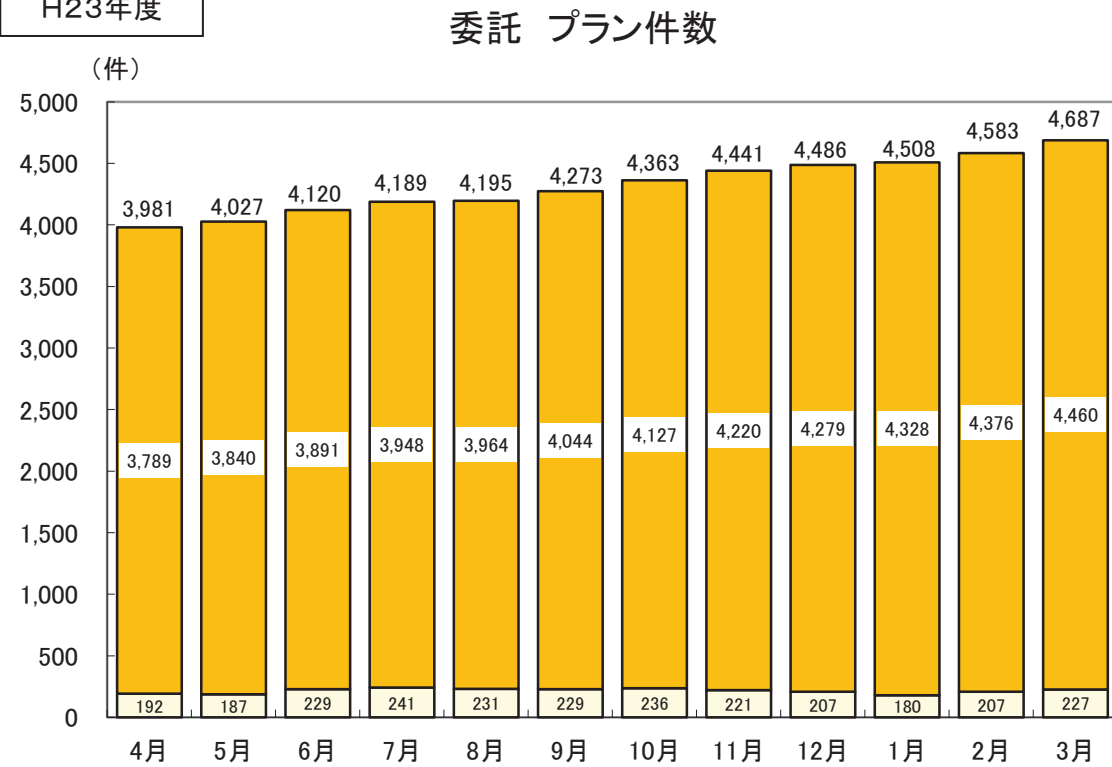
- 1 予防給付管理数（指定介護予防業務）
- 2 特定高齢者プラン作成件数

1 予防給付管理数（指定介護予防事業）

H23度



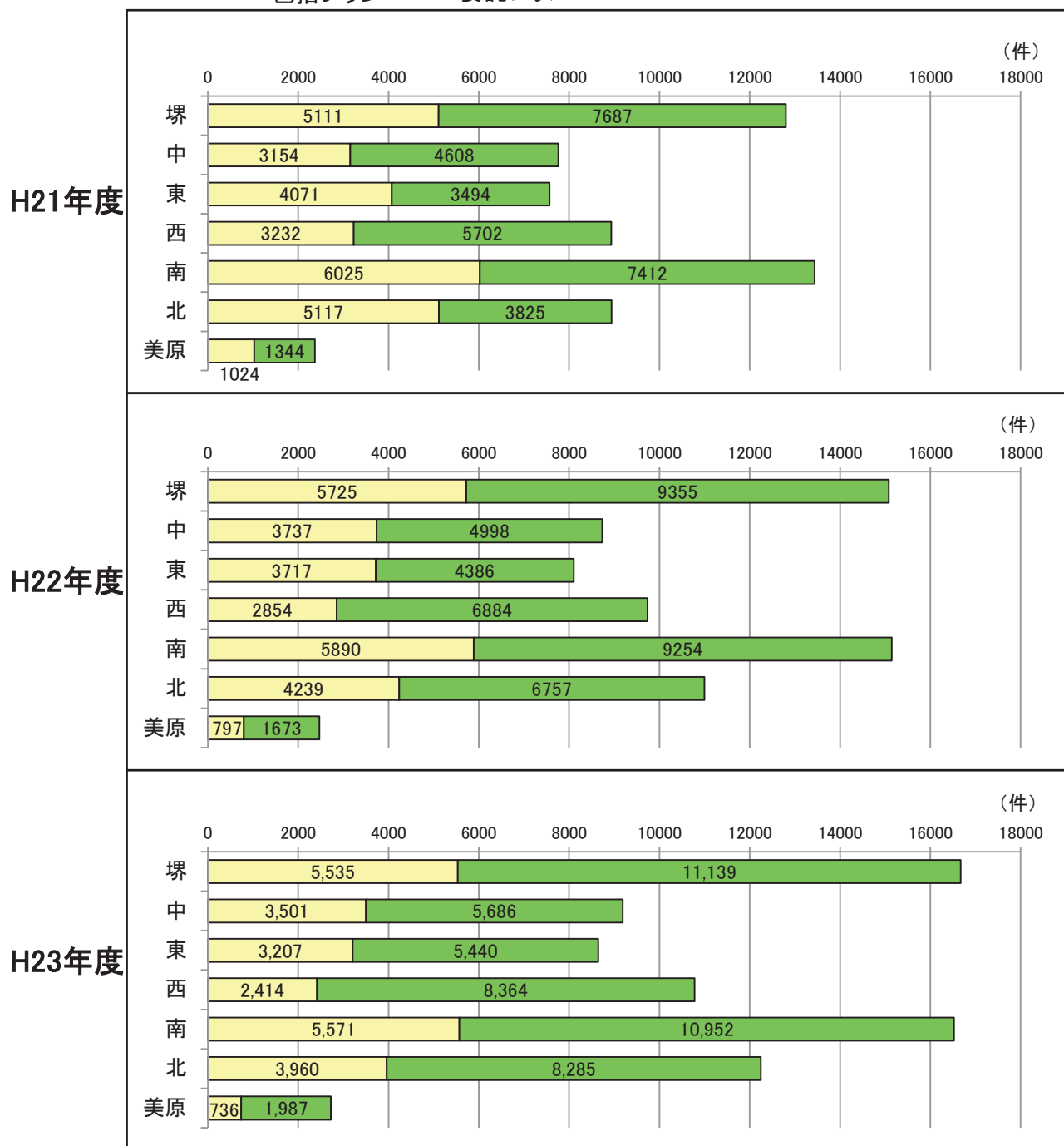
H23年度



※数値はH23年4月～H24年3月の給付管理数による

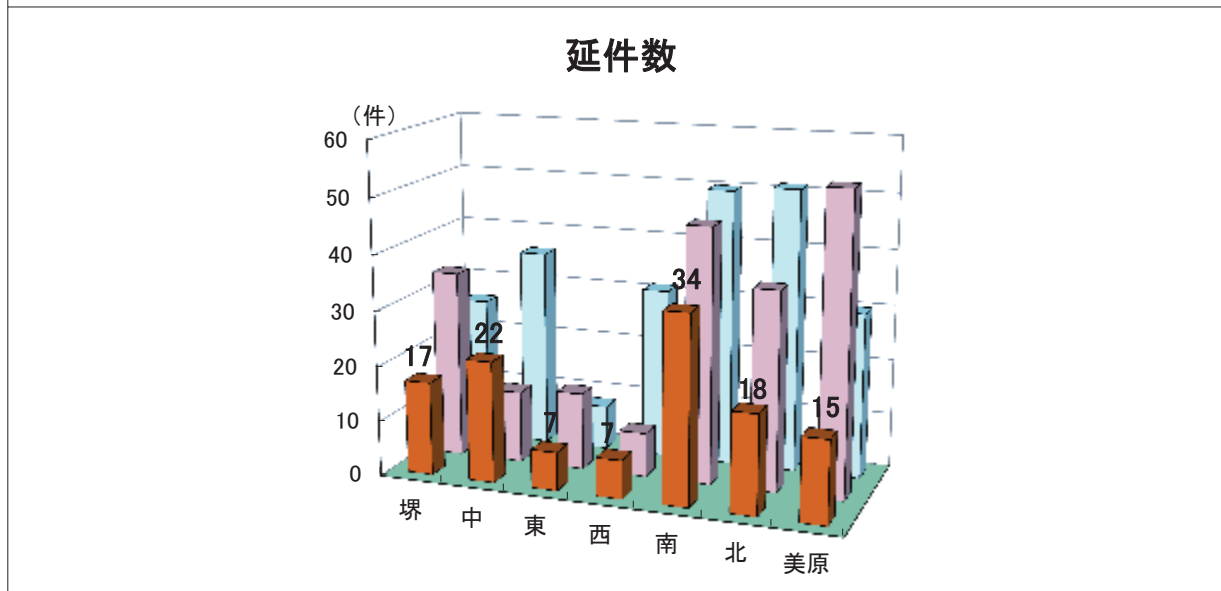
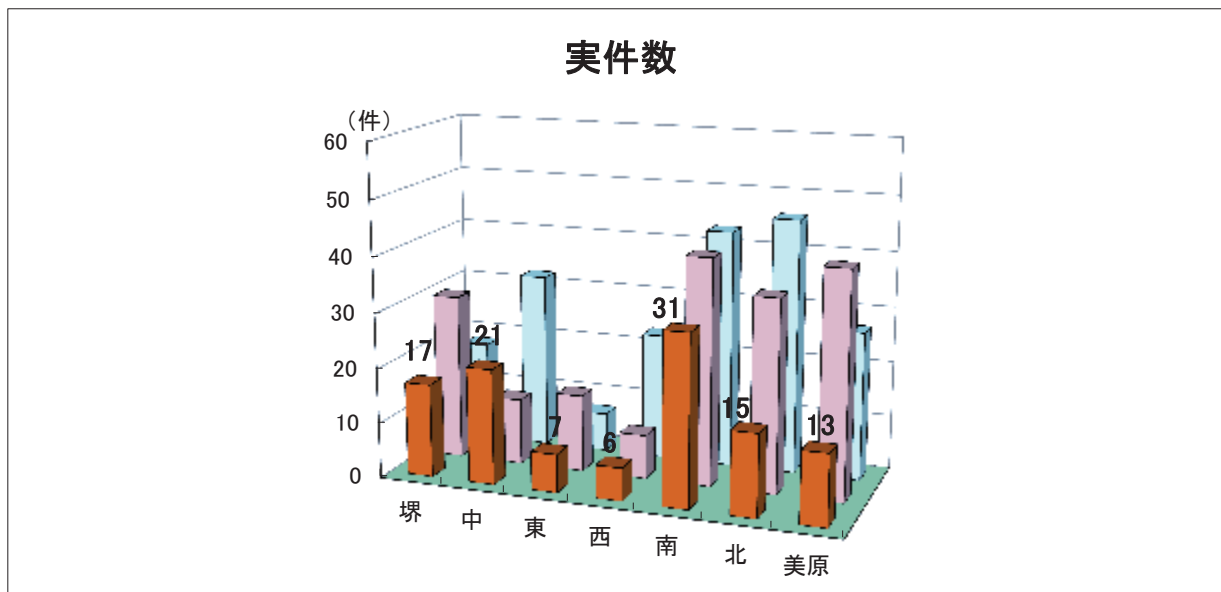
年間プラン合計件数（包括プラン・委託プラン）年度別・包括別の比較

包括プラン 委託プラン



センター別	堺	中	東	西	南	北	美原	堺市全体	割合	
H21年度	包括	5,111	3,154	4,071	3,232	6,025	5,117	1,024	27,734	44.9%
	委託	7,687	4,608	3,494	5,702	7,412	3,825	1,344	34,072	55.1%
H22年度	包括	5,725	3,737	3,717	2,854	5,890	4,239	797	26,959	38.4%
	委託	9,355	4,998	4,386	6,884	9,254	6,757	1,673	43,307	61.6%
H23年度	包括	5,535	3,501	3,207	2,414	5,571	3,960	736	24,924	32.5%
	委託	11,139	5,686	5,440	8,364	10,952	8,285	1,987	51,853	67.5%

2 特定高齢者プラン作成件数



センター別		堺	中	東	西	南	北	美原	堺市全体
実件数	H21年度	18	32	7	23	43	46	27	196
	H22年度	30	12	14	8	41	35	41	181
	H23年度	17	21	7	6	31	15	13	110
延件数	H21年度	26	36	8	31	50	51	30	232
	H22年度	34	13	14	8	46	36	54	205
	H23年度	17	22	7	7	34	18	15	120
H23年度	運動	1	10	4	2	16	3	7	43
	栄養	1	0	0	1	0	3	0	5
	口腔	7	6	2	4	15	9	6	49
	閉じこもり	4	0	0	0	0	0	0	4
	認知症予防	4	4	1	0	3	2	2	16
	うつ予防	0	2	0	0	0	1	0	3

Ⅲ 高齢者総合相談支援・ 権利擁護業務

- 1 地域包括支援センターによる高齢者総合相談
 - ① 区別 高齢者総合相談件数（21～23年度推移）
 - ② 全市 高齢者総合相談の内訳

- 2 権利擁護・虐待対応関係
 - ① 高齢者総合相談に占める権利擁護関係の相談件数の再掲
 - ② 高齢者虐待への対応（国の調査）
 - ③ 擁護者による高齢者虐待の対応状況について
（国への報告資料）
 - ④ 困難事例への対応について
区別 困難事例件数

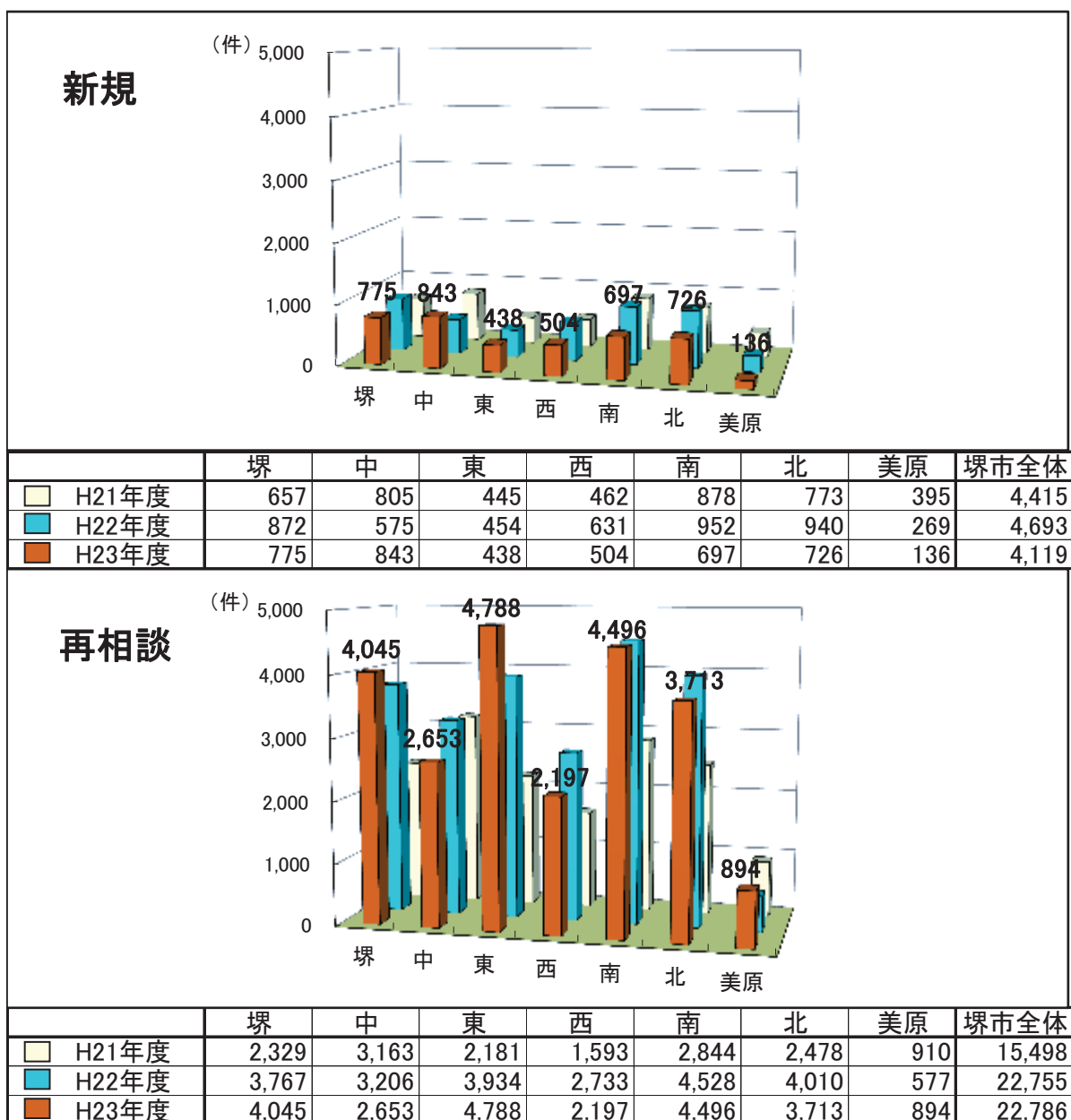
- 3 実態把握業務

- 4 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・ 各種会議開催、出席回数
 - ・ 各区の取り組み状況

1 地域包括支援センターによる高齢者総合相談

地域包括支援センターでは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、個々の高齢者やその家族から、あるいは地域内のさまざまな関係者からの相談を受け、その方にとってどのような支援が必要かを幅広く検討し、介護保険サービスにとどまらない適切なサービス利用調整や専門機関・制度につなげていく等の総合的・継続的な支援を行っています。

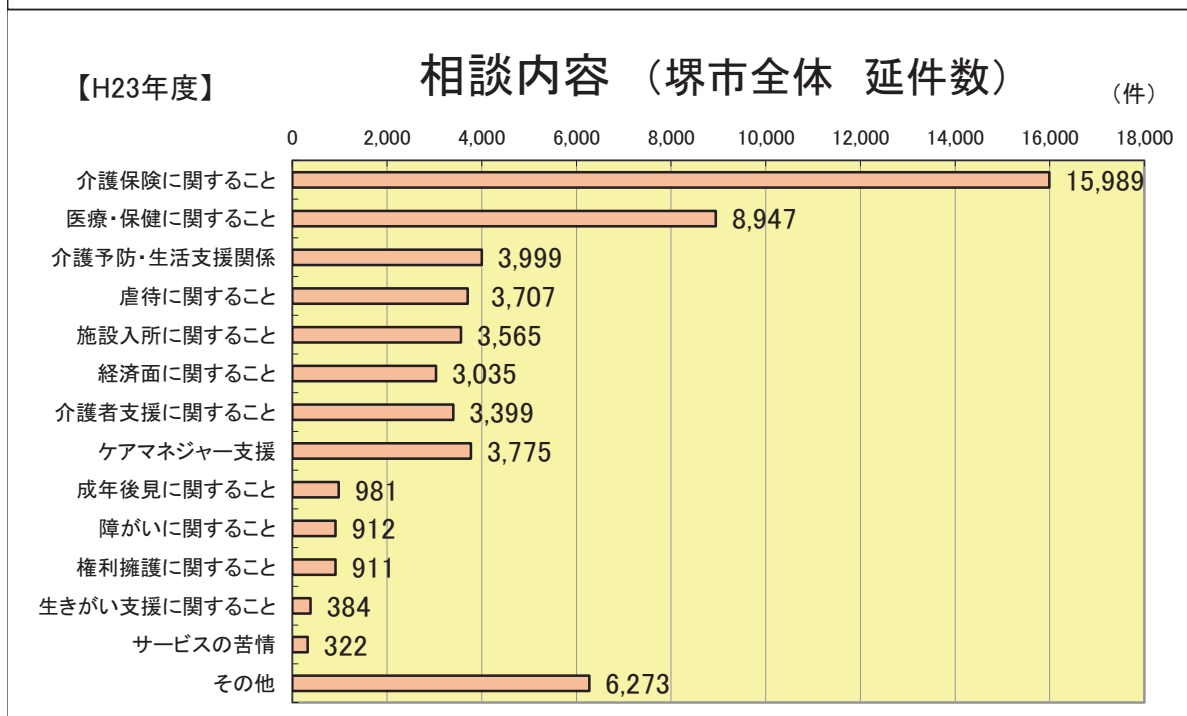
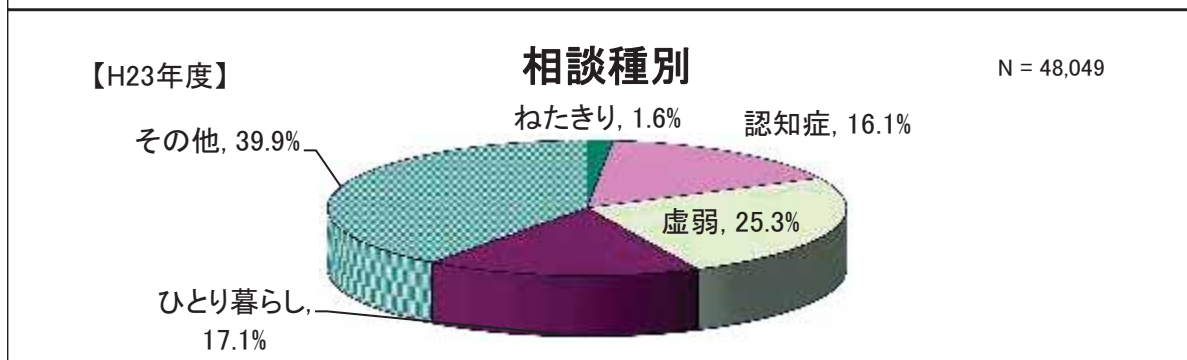
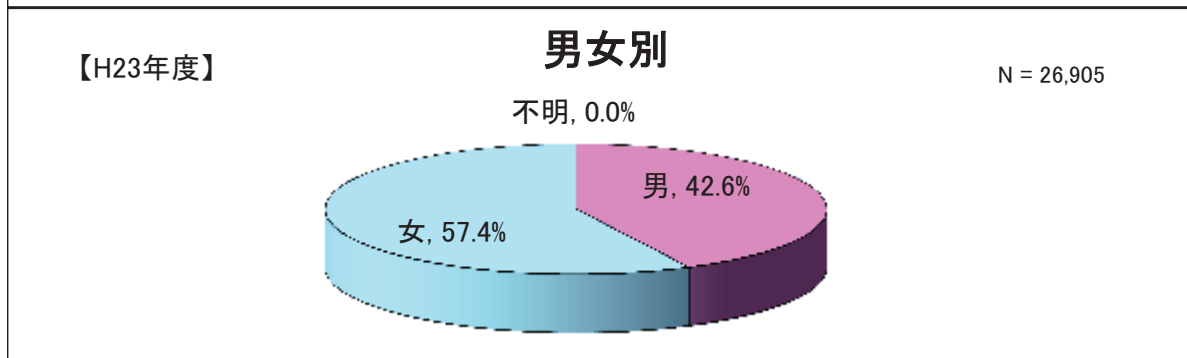
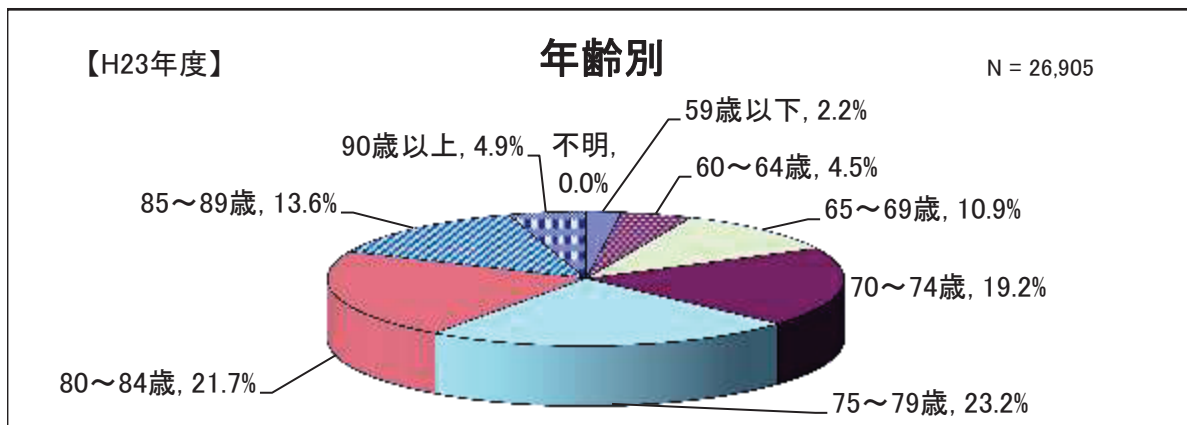
① 区別 高齢者総合相談件数



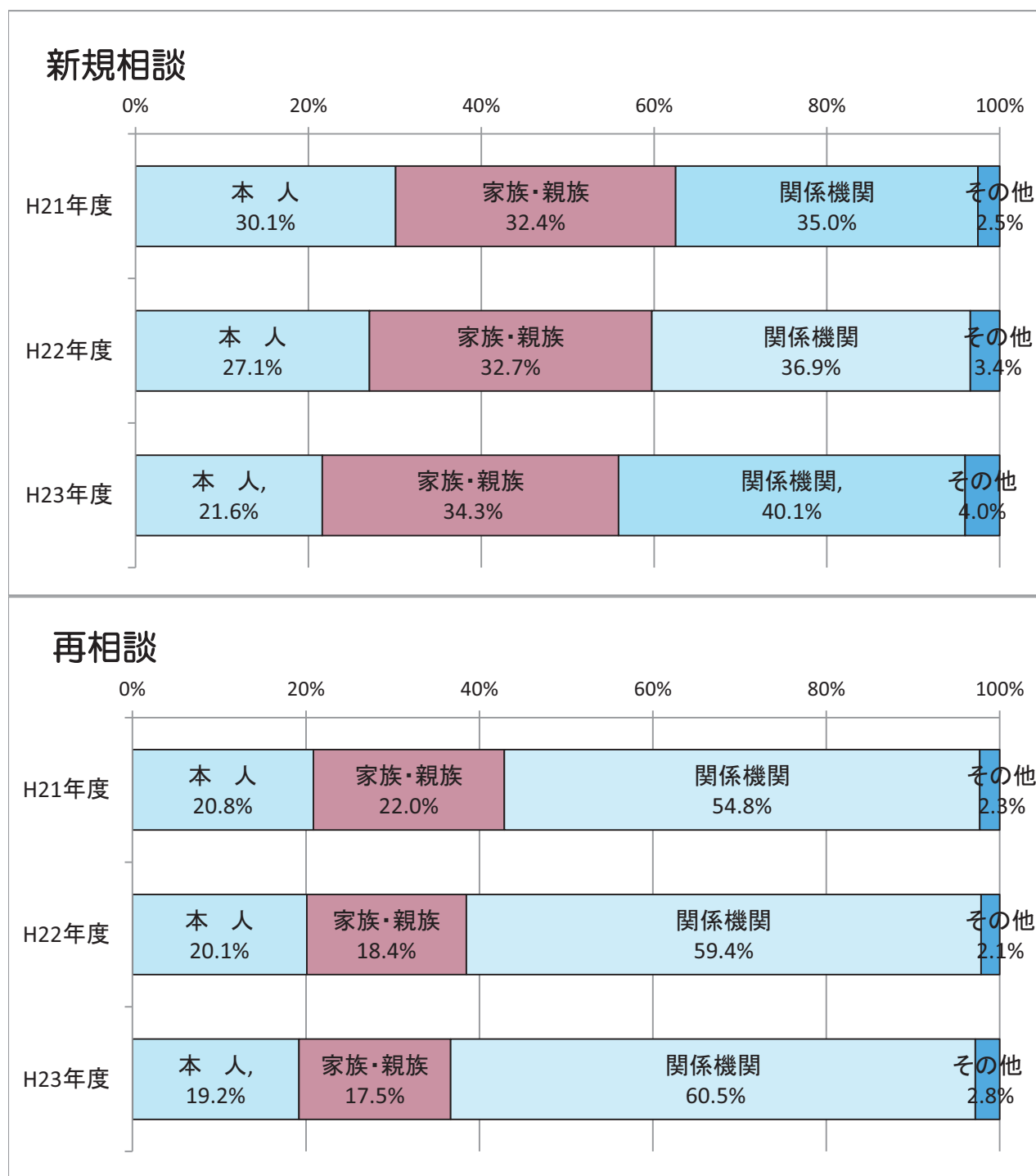
【電話面接等で氏名の聞けなかった相談件数】

	堺	中	東	西	南	北	美原	堺市全体
H23年度	110	87	134	30	160	143	38	702

② 全市高齢者総合相談の内訳



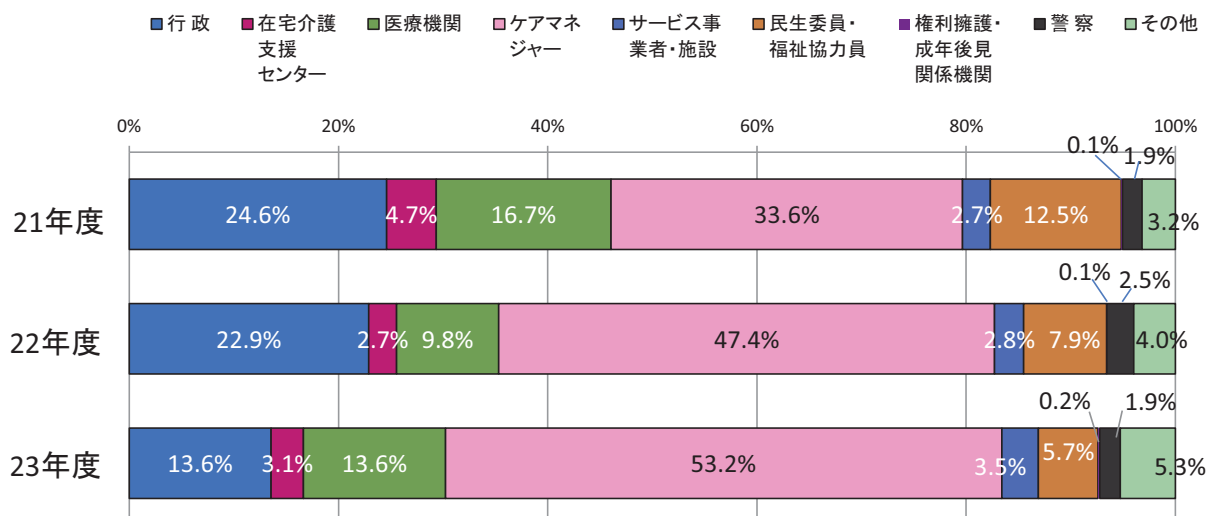
相談者(堺市全体)



		本人	家族・親族	関係機関	その他	合計				
新規相談	H21年度	1,328	30.1%	1,432	32.4%	1,544	35.0%	111	2.5%	4,415
	H22年度	1,270	27.1%	1,534	32.7%	1,730	36.9%	159	3.4%	4,693
	H23年度	891	21.6%	1,411	34.3%	1,651	40.1%	166	4.0%	4,119
再相談	H21年度	3,231	20.8%	3,415	22.0%	8,497	54.8%	355	2.3%	15,498
	H22年度	4,572	20.1%	4,186	18.4%	13,508	59.4%	489	2.1%	22,755
	H23年度	4,372	19.2%	3,990	17.5%	13,786	60.5%	638	2.8%	22,786

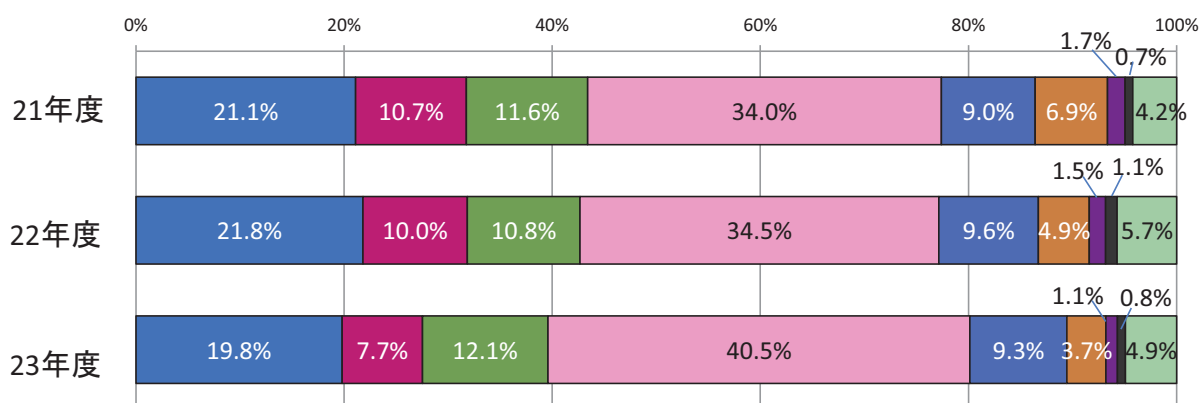
関係機関内訳

【新規相談】



	行政	在宅介護支援センター	医療機関	ケアマネジャー	サービス事業者・施設	民生委員・福祉協力員	権利擁護・成年後見関係機関	警察	その他	合計	
21年度	件数	380	73	258	519	41	193	2	29	49	1,544
	割合	24.6%	4.7%	16.7%	33.6%	2.7%	12.5%	0.1%	1.9%	3.2%	—
22年度	件数	396	46	169	820	48	137	1	44	69	1,730
	割合	22.9%	2.7%	9.8%	47.4%	2.8%	7.9%	0.1%	2.5%	4.0%	—
23年度	件数	224	51	224	878	58	94	3	32	87	1,651
	割合	13.6%	3.1%	13.6%	53.2%	3.5%	5.7%	0.2%	1.9%	5.3%	—

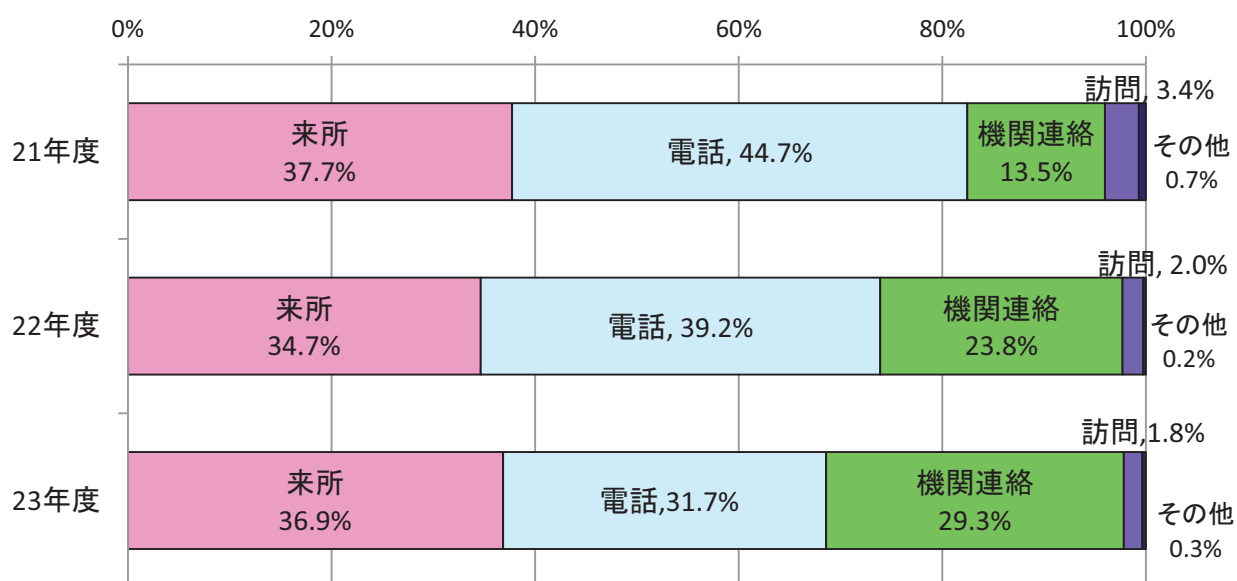
【再相談】



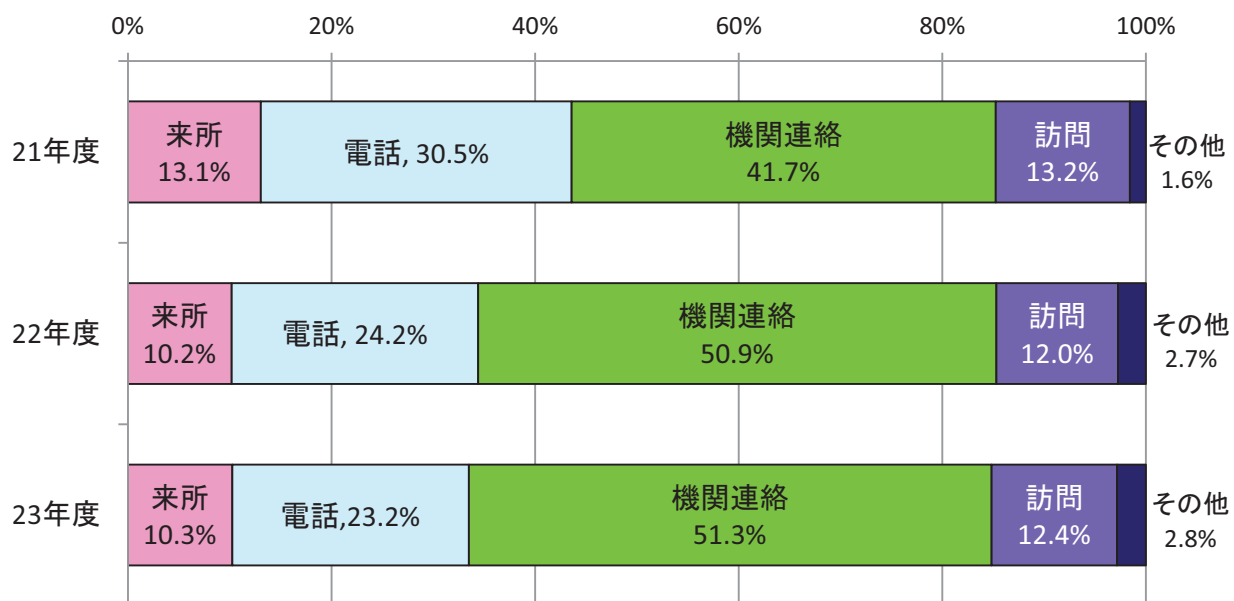
	行政	在宅介護支援センター	医療機関	ケアマネジャー	サービス事業者・施設	民生委員・福祉協力員	権利擁護・成年後見関係機関	警察	その他	合計	
21年度	件数	1,794	905	989	2,888	767	590	143	63	358	8,497
	割合	21.1%	10.7%	11.6%	34.0%	9.0%	6.9%	1.7%	0.7%	4.2%	—
22年度	件数	2,947	1,356	1,462	4,655	1,295	661	209	149	774	13,508
	割合	21.8%	10.0%	10.8%	34.5%	9.6%	4.9%	1.5%	1.1%	5.7%	—
23年度	件数	2,732	1,062	1,664	5,591	1,284	517	154	104	678	13,786
	割合	19.8%	7.7%	12.1%	40.5%	9.3%	3.7%	1.1%	0.8%	4.9%	—

相談形態

新規相談



再相談



		来所	電話	機関連絡	訪問	その他	計					
新規相談	H21年度	1,666	37.7%	1,975	44.7%	596	13.5%	148	3.4%	30	0.7%	4,415
	H22年度	1,627	34.7%	1,842	39.2%	1,117	23.8%	96	2.0%	11	0.2%	4,693
	H23年度	1,518	36.9%	1,307	31.7%	1,205	29.3%	75	1.8%	14	0.3%	4,119
再相談	H21年度	2,024	13.1%	4,732	30.5%	6,455	41.7%	2,042	13.2%	245	1.6%	15,498
	H22年度	2,319	10.2%	5,511	24.2%	11,581	50.9%	2,722	12.0%	622	2.7%	22,755
	H23年度	2,338	10.3%	5,293	23.2%	11,699	51.3%	2,815	12.4%	641	2.8%	22,786

2 権利擁護・虐待対応関係

① 高齢者総合相談にしめる権利擁護関係の相談件数の再掲

(件)

		堺	中	東	西	南	北	美原	合計
権利擁護	H21 年度	98	54	187	16	144	36	330	865
	H22 年度	175	93	114	15	177	93	118	785
	H23 年度	96	35	420	46	149	77	88	911
成年後見	H21 年度	172	103	20	277	72	80	40	764
	H22 年度	258	50	113	449	124	214	18	1,226
	H23 年度	176	87	192	247	119	148	12	981
虐待	H21 年度	310	159	360	458	286	105	119	1,797
	H22 年度	511	543	838	823	1,061	739	34	4,549
	H23 年度	545	315	984	552	715	521	75	3,707

② 高齢者虐待への対応（国の調査）

(1) 虐待と判断された件数

(件)

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
H21 年度	28	3	5	24	22	24	16	122
H22 年度	41	21	7	20	28	11	7	135
H23 年度	50	13	14	23	27	7	8	142

(2) 虐待の内訳（重複回答あり）

(件)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
身体的虐待	62	91	88
放棄・放任	36	27	34
心理的虐待	44	49	49
性的虐待	2	0	2
経済的虐待	33	31	31
合計	177	198	204



③養護者による高齢者虐待の対応状況について

(国への報告資料)

市区町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票 ～養護者による虐待について～

全地域包括支援センター

問1 相談・通報受理件数	20年度	21年度	22年度	23年度
相談・通報受理件数	124	147	172	192
問2 相談・通報者（重複可）	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 介護支援専門員・介護保険事業所職員	72	60	62	63
b) 近隣住民・知人	5	5	4	12
c) 民生委員	6	8	7	6
d) 被虐待者本人	5	17	7	20
e) 家族・親族	11	11	12	19
f) 虐待者自身	1	6	2	2
g) 当該市区町村行政職員	10	12	15	26
h) 警察	5	14	40	34
i) その他	10	23	29	19
j) 不明（匿名を含む）	0	0	0	1
問3 事実確認の状況	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 事実確認調査を行った事例	117	147	169	189
a-1) 立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	116	146	169	188
a-1-1) 訪問調査により事実確認調査を行った事例	77	84	87	106
a-1-2) 関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	39	62	82	82
a-2) 立入調査により事実確認調査を行った事例	1	1	0	1
a-2-1) (立入調査のうち)警察が同行した事例	1	1	0	1
a-2-2) (立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0	0	0
b) 事実確認調査を行っていない事例	7	0	3	3
b-1) 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	2	0	3	2
b-2) 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	5	0	0	1
c) 合計（問3 a+問3 b）	124	147	172	192
問4 事実確認調査の結果	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	100	122	135	142
b) 虐待ではないと判断した事例	5	7	12	20
c) 虐待の判断に至らなかった事例	12	18	22	27
d) 合計（問4 a + 問4 b + 問4 c = 問3 a）	117	147	169	189

問5 虐待の種別・類型（重複可）	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 身体的虐待	67	62	91	88
b) 介護・世話の放棄、放任	26	36	27	34
c) 心理的虐待	33	44	49	49
d) 性的虐待	2	2	0	2
e) 経済的虐待	19	33	31	31
問6(1) 被虐待者性別	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 男性	20	32	33	37
b) 女性	80	90	103	105
c) 不明	0	0	0	0
d) 合計	100	122	136	142
問6(2) 被虐待者の年齢別	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 65～69歳	11	17	19	15
b) 70～74歳	20	37	28	27
c) 75～79歳	25	23	37	37
d) 80～84歳	28	30	26	33
e) 85～89歳	9	10	17	20
f) 90歳以上	7	5	9	10
g) 不明	0	0	0	0
h) 合計	100	122	136	142
問6(3) 被虐待者の介護保険の申請状況	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 未申請	9	26	34	27
b) 申請中	0	3	3	6
c) 認定済み	91	83	98	108
d) 認定非該当（自立）	0	2	1	1
e) 不明	0	8	0	0
f) 合計	100	122	136	142
問6(4) 要介護度	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 要支援1	6	6	12	9
b) 要支援2	6	6	3	9
c) 要介護1	15	19	18	21
d) 要介護2	16	19	23	29
e) 要介護3	20	11	20	14
f) 要介護4	17	10	12	14
g) 要介護5	9	7	10	12
h) 不明	2	5	0	0
i) 合計	91	83	98	108

問6(5) 認知症日常生活自立度	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 自立または認知症なし	25	19	17	23
b) 自立度Ⅰ	1	2	12	15
c) 自立度Ⅱ	3	5	20	16
d) 自立度Ⅲ	4	6	9	14
e) 自立度Ⅳ	1	4	5	10
f) 自立度Ⅴ	1	1	1	2
g) 認知症あるが自立度は不明	42	32	30	28
h) 認知症の有無が不明	14	14	4	0
i) 合計	91	83	98	108
問6(6) 虐待者との同居・別居	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 虐待者と同居	82	90	117	107
b) 虐待者と別居	18	30	18	33
c) その他	0	2	0	1
d) 不明	0	0	0	1
e) 合計	100	122	135	142
問6(7) 世帯構成	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 単身世帯	17	23	17	26
b) 夫婦二世帯	18	30	32	33
c) 未婚の子と同一世帯	36	36	47	50
d) 既婚の子と同一世帯	17	19	26	22
e) その他	12	14	13	11
f) 不明	0	0	0	0
g) 合計	100	122	135	142
問6(8) 被虐待者から見た虐待者の続柄(重複可)	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 夫	31	29	34	30
b) 妻	3	9	10	10
c) 息子	41	44	55	58
d) 娘	18	27	23	27
e) 息子の配偶者(嫁)	8	5	6	4
f) 娘の配偶者(婿)	0	2	2	1
g) 兄弟姉妹	4	1	1	1
h) 孫	4	3	9	3
i) その他	4	16	8	16
j) 不明	1	0	0	0

問7(1) 分離の有無	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	38	38	77	83
b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例	49	56	91	77
c) 被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	1	3	0	0
d) 現在対応について検討・調整中の事例	2	14	3	9
e) その他	10	11	5	5
f) 合計	100	122	176	174
問7(2) 分離を行った事例の対応の内訳	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 契約による介護保険サービスの利用	18	13	17	14
(aのうち) 面会の制限を行った事例	0	0	3	0
b) 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	1	6	19	14
(bのうち) 面会の制限を行った事例	0	0	10	3
c) 緊急一時保護	2	4	5	19
(cのうち) 面会の制限を行った事例	0	0	1	6
d) 医療機関への一時入院	17	14	26	30
(dのうち) 面会の制限を行った事例	0	0	0	0
e) その他	1	4	10	6
(eのうち) 面会の制限を行った事例	0	0	3	0
f) 合計 (問7(1)-a) + 問7(1)-c))	39	41	77	83
問7(3) 分離していない事例の対応(gを除き重複可)	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 養護者に対する助言・指導	24	35	36	22
b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	3	2	4	13
c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	5	21	14	11
d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	13	10	29	26
e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	4	1	2	1
f) その他	17	5	11	6
g) 見守りのみ	8	16	20	7
問7(4) 権利擁護に対する対応	20年度	21年度	22年度	23年度
a) 成年後見制度利用開始済	0	3	6	4
b) 成年後見制度利用手続き中	3	3	3	4
c) 上記 a, b) のうち市区町村長申し立ての事例	0	1	8	4
d) 日常生活自立支援事業の利用	0	1	1	0

④ 困難事例への対応について

・ 区別 困難事例件数

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
H23年度	213	80	105	138	252	113	25	926

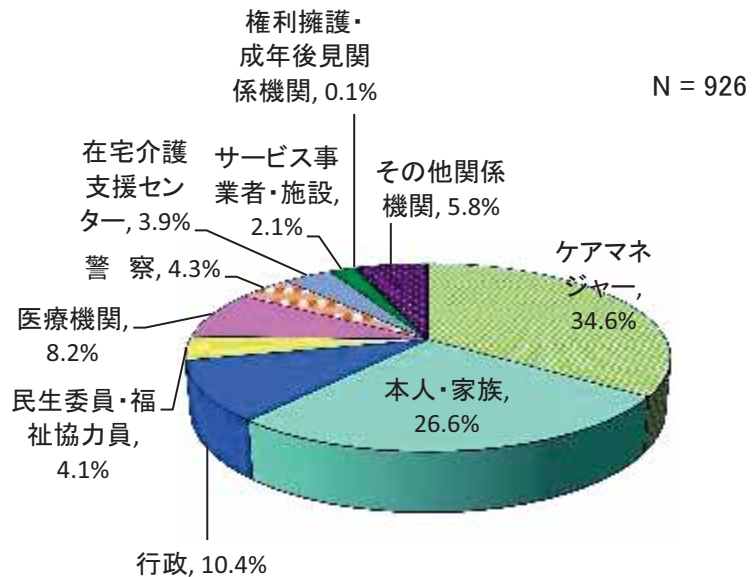
※困難事例とは…高齢者やその家庭に重層的な課題が存在していたり、高齢者自身が支援を拒否していたり、既存のサービスでは適切なものが見つけにくい事例

(国の定義による)

・平成23年度に地域包括支援センターで取り扱った926事例の内訳

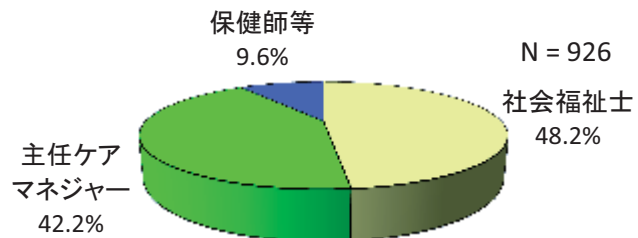
【相談経路】

	件数	割合
ケアマネジャー	320	34.6%
本人・家族	246	26.6%
行政	96	10.4%
民生委員・福祉協力員	38	4.1%
医療機関	76	8.2%
警察	40	4.3%
在宅介護支援センター	36	3.9%
サービス事業者・施設	19	2.1%
権利擁護・成年後見関係機関	1	0.1%
その他関係機関	54	5.8%



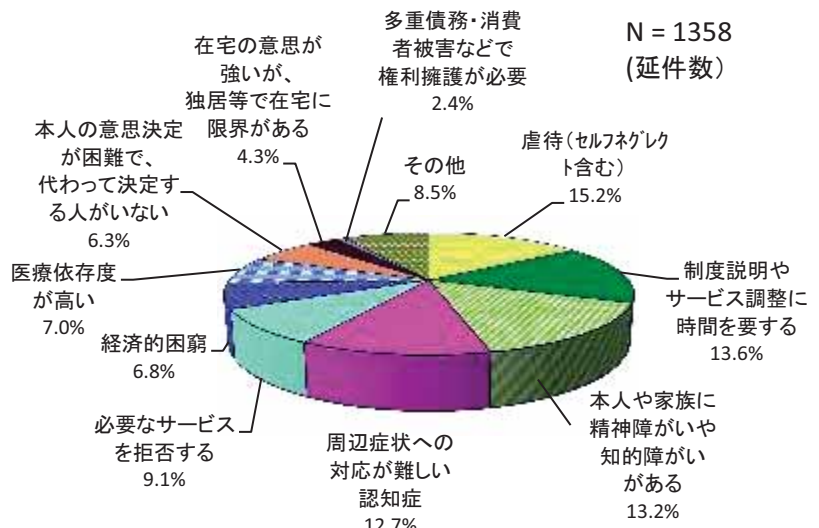
【中心となって対応した職種】

	件数	割合
社会福祉士	446	48.2%
主任ケアマネジャー	391	42.2%
保健師等	89	9.6%



【困難となる要因】

	件数	割合
虐待(セルフネグレクト含む)	206	15.2%
制度説明やサービス調整に時間を要する	214	15.8%
本人や家族に精神障がいや知的障がいがある	206	15.2%
周辺症状への対応が難しい認知症	167	12.3%
必要なサービスを拒否する	123	9.1%
経済的困窮	92	6.8%
医療依存度が高い	97	7.1%
本人の意思表示が困難で、代わって決定する人がいない	85	6.3%
在宅の意思が強いが、独居等に在宅に限界がある	42	3.1%
多重債務・消費者被害などで権利擁護が必要	11	0.8%
その他	115	8.5%



3 地域におけるネットワーク構築業務

地域包括支援センターは在宅介護支援センターと協働し、支援が必要な高齢者の早期発見・早期支援が可能となるような地域づくりをめざし、民生委員や校区福祉委員、ボランティアなど地域で活動するさまざまな関係者とのネットワークづくりのための会議や研修を開催し、地域主催の活動や会議に参加しています。

これらの取り組みをつうじて、高齢者支援にかかわる関係者の間で問題の共有化を図り、地域の高齢者の実態を把握すると共に、認知症高齢者の見守り・虐待防止・消費者被害防止・閉じこもりや孤立予防等といった地域での課題解決に向けて、地域住民や関係機関の方々と共に取り組んでいます。

■会議開催及び出席について【H23年度】

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
在宅介護支援センター連絡会	8	13	12	12	13	10	10	78
高齢者にかかわる 地域ネットワーク会議	16	15	23	27	45	29	23	178
住民団体が主催する会議	33	45	20	25	32	7	9	171
介護サービス事業者連絡会	3	4	6	11	6	6	3	39
地域密着型サービス運営推進会議	73	67	21	81	59	70	20	391
虐待に関する会議	7	3	9	7	3	3	4	36
その他	31	8	0	42	32	8	16	137
合 計	171	155	91	205	190	133	85	1,030

■ケアマネジャー支援 【H23年度】

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
ケアマネ連絡会	27	9	12	6	6	10	13	83
学習会・研修会・相談会	28	10	0	6	10	3	11	68
医療との関係強化のための 取り組み	6	12	11	14	1	3	18	65
合 計	61	31	23	26	17	16	42	216

■地域活動について 【H23 年度】

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
講座・教室関係、啓発活動	17	11	17	20	25	15	41	146
関係機関訪問	20	0	5	54	7	0	22	108
介護者支援	2	6	8	1	6	11	9	43
その他	0	1	1	0	0	0	1	3
合 計	39	18	31	75	38	26	73	300



IV 認知症対策連携強化事業

■認知症連携担当者の活動報告

■認知症連携担当者の活動報告

1. 認知症疾患医療センター（以下疾患センターという）との連携

(1) 認知症疾患医療センター調整会議への参加（4回）

調整会議は、認知症疾患医療センター連携協議会で諮るべき事案の検討や、実務レベルの調整を行う。

【構成員】 堺市精神保健福祉課、堺市健康増進課、堺市高齢施策推進課、浅香山病院認知症疾患医療センター、阪南病院認知症疾患医療センター、堺市福祉サービス公社地域包括支援センター

(2) 認知症疾患医療センター・地域包括支援センター合同事例検討会（7回）

平成21年3月から3カ月に1回程度定期的に開催。‘認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト’を受け、地域における認知症ケア体制及び、医療との連携体制の更なる強化に向け、具体的な事例を通して、それぞれの役割の相互理解を深め、お互いの情報交換・共有、相談支援のスキルアップを図ることを目的としている。

【構成員】 各認知症疾患医療センター担当者、ソーシャルワーカー、医師、堺市福祉サービス公社統括部門、各地域包括支援センター（2名程度）、認知症連携担当者

(3) 医療と介護、地域との連携強化

疾患センター連携担当者を地域の介護支援専門員連絡会、若年性認知症本人家族交流会、サービス担当者会議、ケースカンファレンス、研修会等へ招聘し、相互理解を深め、関係機関との連携強化、顔の見える関係作り等ネットワークを構築している。

2. 支 援

(1) 個別支援

平成23年度 新規個別相談件数(実数)

相談元		堺	中	東	西	南	北	美原	市外	合計
地域包括支援センター	65歳以上									
	若年	1			1		1			3
在介センター・事業所	65歳以上									
	若年	2						1		3
本人・家族	65歳以上									
	若年			1						1
疾患センター	65歳以上									
	若年			1				1		2
医療機関	65歳以上									
	若年									
保健センター	65歳以上									
	若年									
小 計	65歳以上									
	若年									
合 計		3		2	1		1	2		9

(2) 集団支援

①若年性認知症本人家族交流会「フェニックス」の支援（月1回第3月曜日）

【 12 回】

②若年性認知症本人ボランティアクラブ「アクティブ」(月2回第2水曜日・第4火曜日)

【 21 回】

本	人
---	---

→実18人・述76人

家	族
---	---

→実19人・述77人

サ	ポ	ー	タ	ー
---	---	---	---	---

→実13人・述53人

平成23年1月から、月1度、若年性認知症ご本人が、地域の社会福祉法人へ出向き、清掃、裁縫、大工仕事などのボランティアをグループで行っている。

若年性認知症ご本人の就労や社会参加のニーズにあった社会資源が地域に乏しいことから、本人・家族・サポーター・地域支援者が力を出し合い、若年性認知症のご本人がボランティアとして活動できる場を創造し、認知症者地域支援体制構築を実現している。

連携担当者は、疾患センターや本人・家族の意見を聞きながら、地域の同じ思いを持つ方々をつなぎ合わせ、また、関係機関へ周知する役割を担った。

随時、家族・支援者がともに話し合う場を設け、本人や家族の意向に沿い、かつ、会の運営にあたり、場を提供する社会福祉法人の負担にならない方法を検討している。

3. 嘱託医による相談、訪問

平成21年11月からサポート医・専門医等5名の嘱託医（うち、相談対応は4名）を、月1回（月1回×4名）地域包括支援センターに招き、連携マニュアルに基づき認知症の専門医療相談を行っている。

嘱託医…池田医師（耳原鳳クリニック）、岡原医師（岡原医院）、釜江医師（浅香山病院）、辻本医師（つじもとクリニック）、西側医師（阪南病院）〈五十音順〉

◆相談（H23.4～H24.3）◆

	堺	北	東	美原	西	中	南	合計
相談 件数	8件	2件	7件	2件	4件	3件	11件	37件

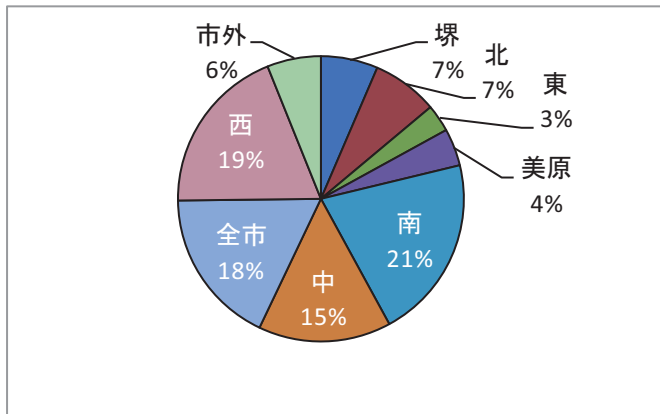
（上記相談内訳）※重複あり

面接相談	訪 問	ケースカン ファレンス または事例検討	研修会	その他	合計
6件	38件	8件	3件	0件	55件

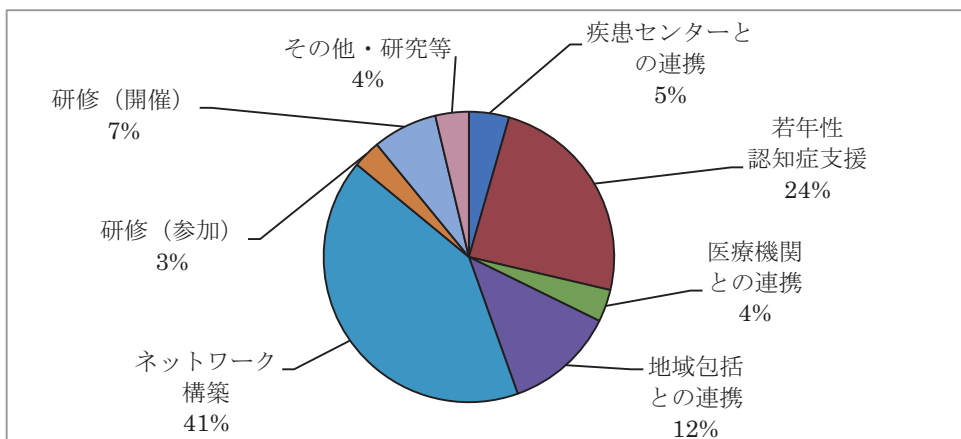
4. 認知症連携担当者の活動詳細（出務回数）

	疾患センターとの連携	若年性認知症支援	医療機関との連携	地域包括との連携	ネットワーク構築	研修（参加）	研修（開催）	その他・研究等	合計
堺	1	1	1	8	36	5	0	0	52
北	0	14	5	9	31	1	0	0	60
東	1	2	2	8	9	3	0	0	25
美原	0	0	1	8	25	0	0	0	34
西	6	44	4	20	87	0	7	0	168
中	4	41	5	15	47	0	9	0	121
南	4	41	8	31	43	0	16	0	143
全市	18	48	2	0	40	8	24	14	154
市外	2	4	1	0	16	8	2	16	49
合計	36	195	29	99	334	25	58	30	806

活動区域別割合



活動内容の割合



《参考資料》「認知症対策連携強化事業で示された認知症連携担当者の役割」

●事業内容（国）

- 1) 地域におけるネットワーク体制の構築
- 2) 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと
- 3) 他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと
- 4) 若年性認知症者に対する支援を行うこと
- 5) その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取り組みを行うこと

●堺市→地域包括支援センターへの仕様書

- 1) 地域におけるネットワーク体制の構築
- 2) 医療センターにおいて、認知症の確定診断を受けた者に対する支援
- 3) 他の地域包括支援センターに対する支援（後方支援）
- 4) 若年性認知症者に関する支援
- 5) 認知症者（若年性認知症を含む）に関する相談内容、支援・処理状況等について把握し、統計・分析を行う
- 6) 地域の介護従事者に対し、認知症に関する知識や技術の向上のための研修会等開催し、また、市が主催する認知症に関する研修等について必要に応じて協力すること

具体的業務

- 1) 医療センターにおいて鑑別診断を受けた者に対する支援
 - ① 若年性認知症者以外
 - ② 若年性認知症者
 - ③ 同意が得られないが支援が必要な場合
 - ④ 鑑別診断を受けたが地域包括支援センターでの支援が必要でないケース
- 2) 若年性認知症者の支援
 - ① 医療センター等にて鑑別診断を受けた者に対する支援
 - ② 若年性認知症に対する社会資源の把握と連携
 - ③ 次年度以降の検討課題
- 3) 認知症専門医療機関との連携
 - ① 認知症専門医療機関への周知
 - ② 実態把握
- 4) 嘱託医
- 5) 広域的なネットワークの構築
- 6) 他の地域包括支援センターに対する支援

V 在宅介護支援センターの活動

- 1 在宅介護支援センターによる高齢者総合相談業務
 - ① 区別 高齢者総合相談件数（21～23年度推移）
 - ② 全市 高齢者総合相談の内訳

- 2 在宅介護支援センターによる会議・地域活動等の件数

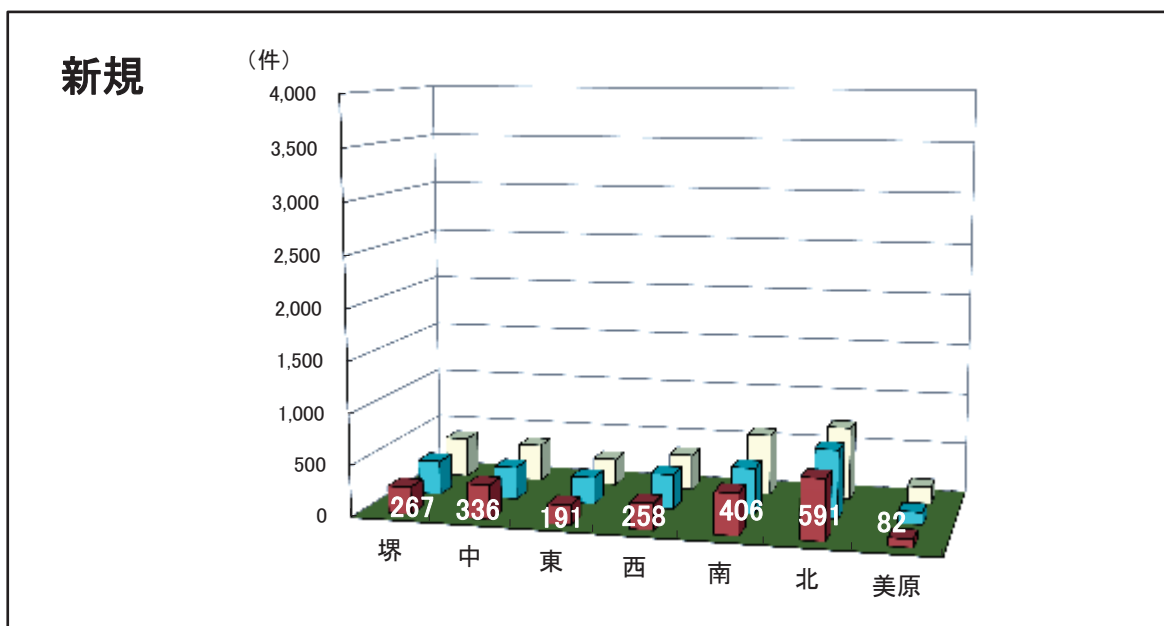
- 3 在宅介護支援センターが取り扱う困難事例について

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして、在宅で生活されている高齢者やご家族等の方に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じるなど、各種保健福祉サービスの案内や手続きの便宜・調整などを図ることを目的とした「高齢者にかかわる身近な総合相談窓口」として活動しています。

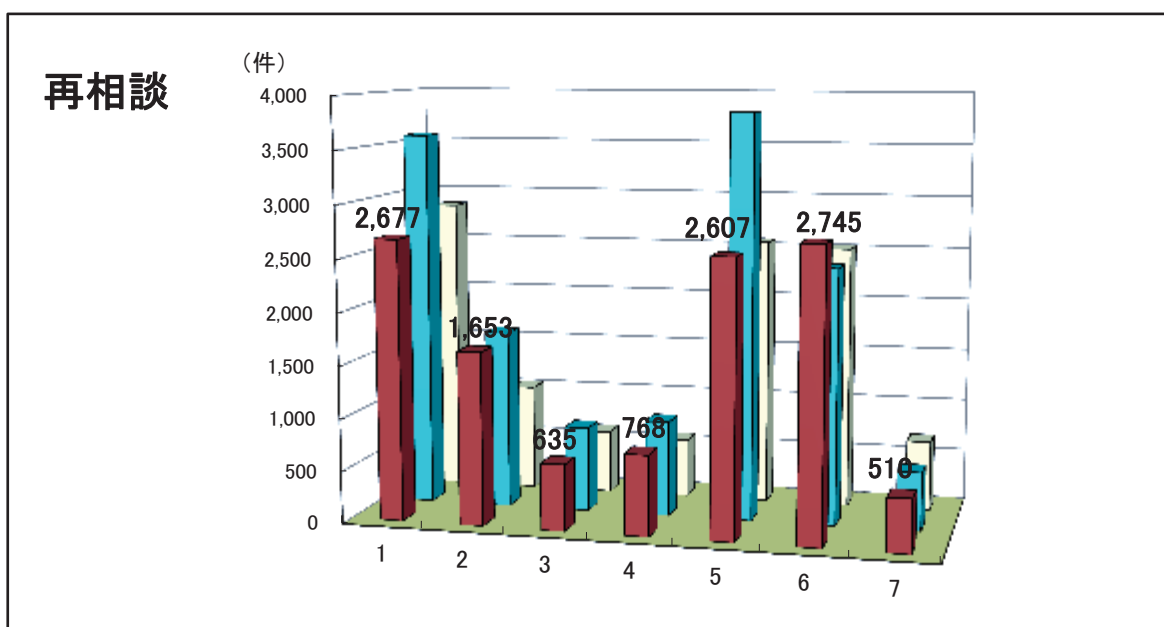
また、担当校区等の各関係機関と連携し、ネットワークづくりに参画しています。

1 在宅介護支援センターによる高齢者総合相談業務

① 区別 高齢者総合相談件数

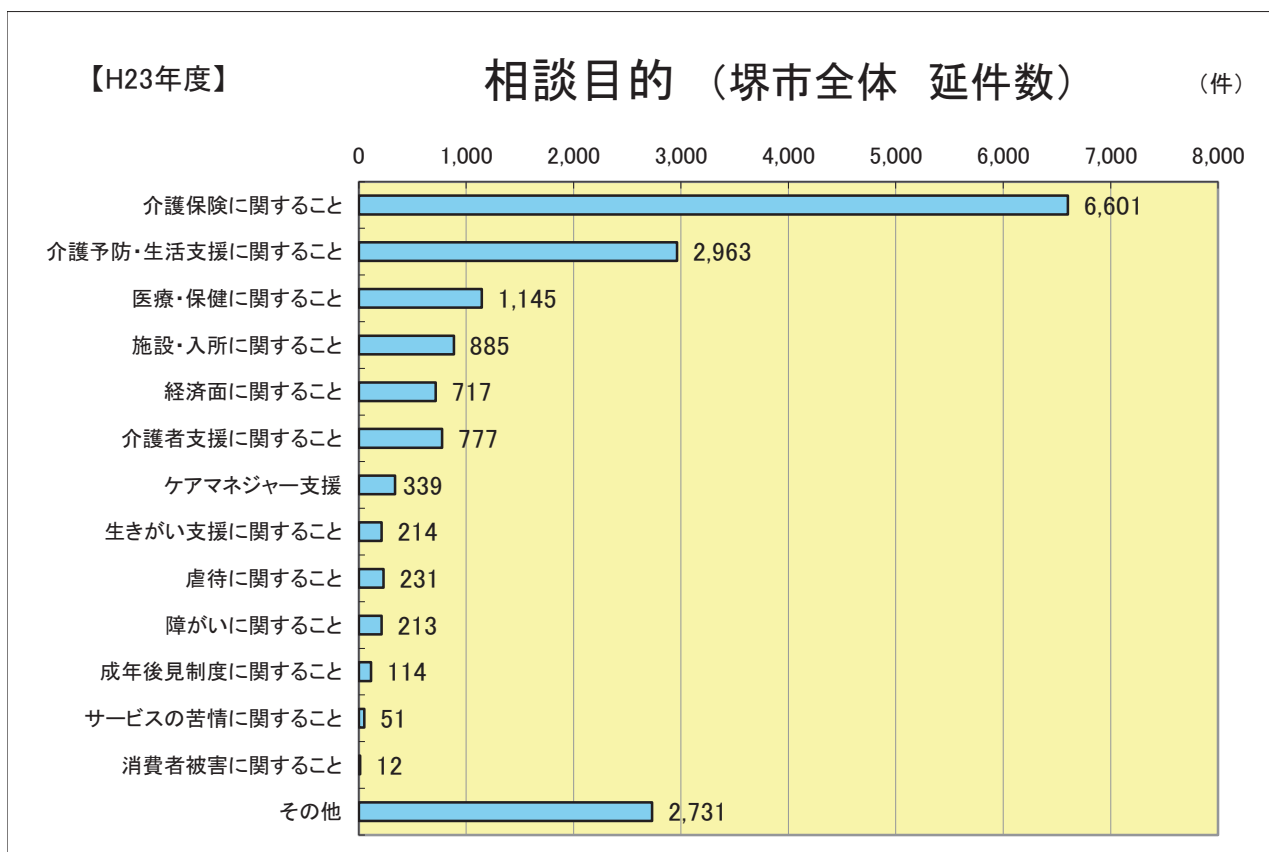


	堺	中	東	西	南	北	美原	堺市全体
H21年度	392	364	263	350	597	715	168	2,849
H22年度	335	317	263	342	450	673	121	2,501
H23年度	267	336	191	258	406	591	82	2,131

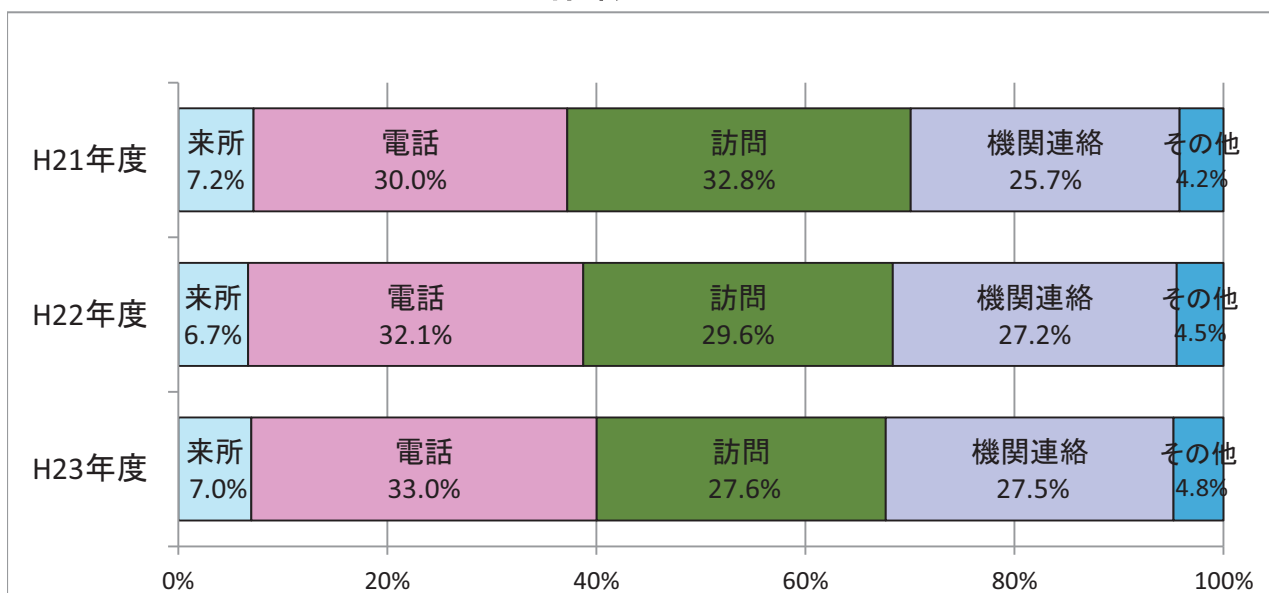


	堺	中	東	西	南	北	美原	堺市全体
H21年度	2,850	1,024	607	562	2,562	2,517	675	10,797
H22年度	3,592	1,705	812	913	3,844	2,429	558	13,853
H23年度	2,677	1,653	635	768	2,607	2,745	510	11,595

② 全市高齢者総合相談の内訳

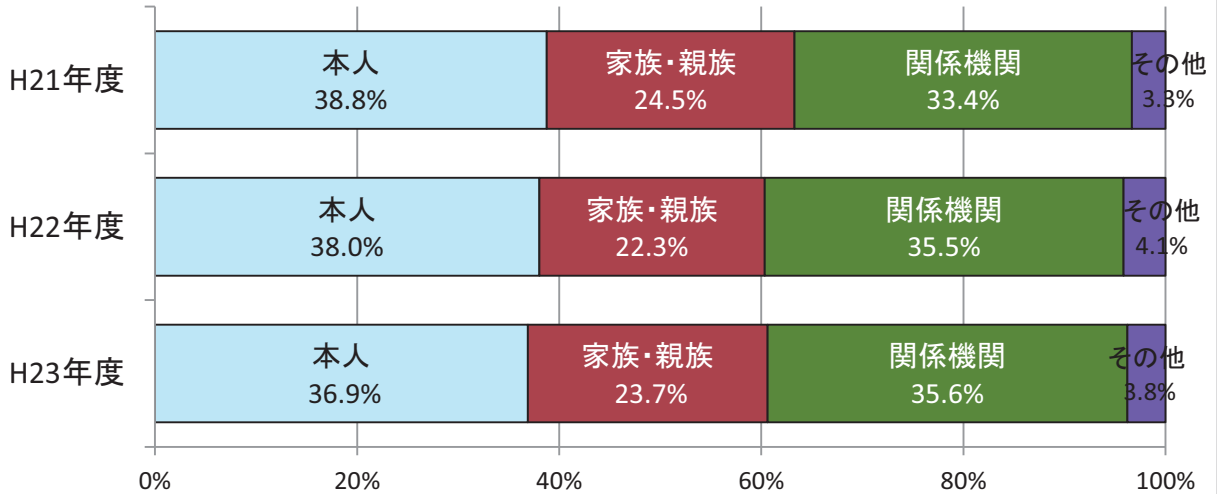
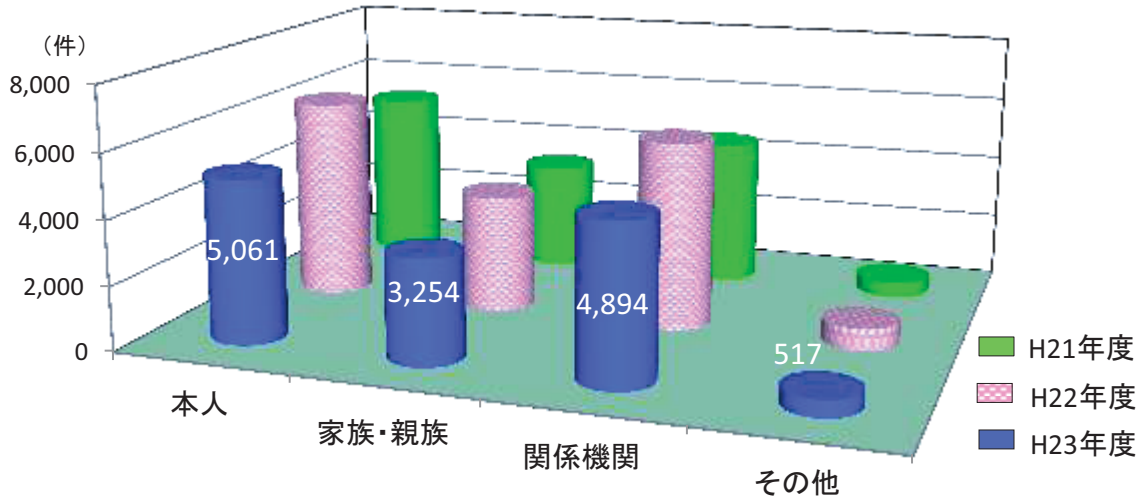


相談形態



	来所		電話		訪問		機関連絡		その他		合計
H21年度	982	7.2%	4,097	30.0%	4,482	32.8%	3,513	25.7%	572	4.2%	13,646
H22年度	1,091	6.7%	5,244	32.1%	4,844	29.6%	4,441	27.2%	734	4.5%	16,354
H23年度	960	7.0%	4,534	33.0%	3,796	27.7%	3,779	27.5%	657	4.8%	13,726

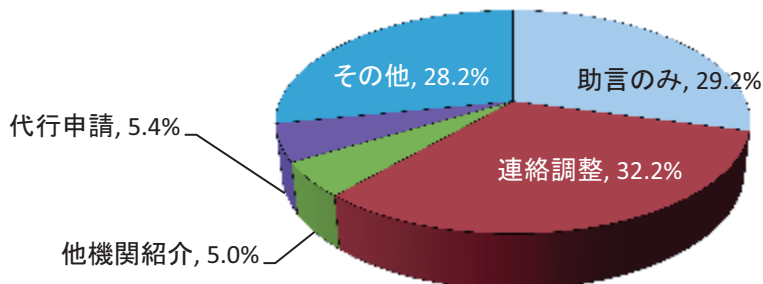
相談者(堺市全体)



	本人	家族・親族	関係機関	その他	合計
H21年度	5,291	3,347	4,555	453	13,646
H22年度	6,222	3,644	5,811	677	16,354
H23年度	5,061	3,254	4,894	517	13,726

援助内容

N = 17,015
(延件数)



2 在宅介護支援センターによる会議・地域活動等の件数

◆高齢者を取りまく関係機関会議（ネットワーク会議）

在宅介護支援センターが参画し、地域高齢者を取りまく問題を検討している会議。
 （例えば、地域懇談会、校区福祉委員会等の高齢者の見守り活動への支援等）

区 別		堺	中	東	西	南	北	美原	合計
参加回数	H21 年度	88	119	46	42	47	247	100	689
	H22 年度	141	136	93	128	56	180	103	837
	H23 年度	130	141	90	171	99	133	84	848

◆地域活動

住民団体・関係機関が主催した会議・教室等に参加し、技術的支援・情報提供等を行ったもの及び出張相談等。

区 別		堺	中	東	西	南	北	美原	合計
参加回数	H21 年度	330	206	109	176	397	274	217	1,709
	H22 年度	349	274	138	248	371	201	199	1,780
	H23 年度	297	304	165	200	343	210	166	1,685

◆その他会議等 《H23 年度状況》

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
① 在宅介護支援センター連絡会	145	116	159	165	200	107	60	952
② 民生委員会	30	48	20	22	39	11	0	170
③ ケアマネジャー連絡会	7	25	4	59	5	6	23	129
④ その他の会議	5	4	3	7	11	2	9	41

①在宅介護支援センター連絡会に参加し、情報交換・業務検討等を行ったもの

②民生委員会に参加し、情報提供・助言を行ったもの

③ケアマネジャー・ヘルパー連絡会に参加し、支援を行ったもの

④ ①～③に該当しないその他の会議

3 在宅介護支援センターが取り扱う困難事例について

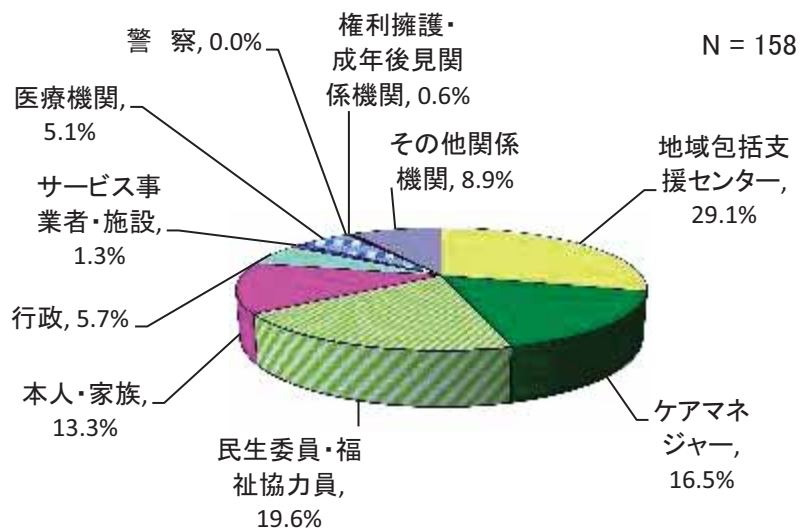
・ 区別 困難事例件数

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
H23年度	47	2	14	12	30	52	1	158

・平成23年度に在宅介護支援センターで取り扱った158事例の内訳

【相談経路】

	件数	割合
地域包括支援センター	46	29.1%
ケアマネジャー	26	16.5%
民生委員・福祉協力員	31	19.6%
本人・家族	21	13.3%
行政	9	5.7%
サービス事業者・施設	2	1.3%
医療機関	8	5.1%
警察	0	0.0%
権利擁護・成年後見関係機関	1	0.6%
その他関係機関	14	8.9%



【困難となる要因】

	件数	割合
虐待(セルフネグレ外含む)	32	14.4%
経済的困窮	18	8.1%
本人や家族に精神障がいや知的障がいがある	36	16.2%
周辺症状への対応が難しい認知症	30	13.5%
必要なサービスを拒否する	27	12.2%
制度説明やサービス調整に時間を要する	22	9.9%
在宅の意思が強いが、独居等で在宅に限界がある	10	4.5%
本人の意思決定が困難で、代わって決定する人がいない	12	5.4%
医療依存度が高い	9	4.1%
多重債務・消費者被害などで権利擁護が必要	8	3.6%
その他	18	8.1%

